

【子育て応援割引契約約款】

(選択約款)

2023年4月1日実施

入間ガス株式会社

目次

1. 目的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 早収料金	2
7. 精算	3
8. 解約	3
9. 料金の支払方法	3
10. その他	3
付則	4
(別表)	4

1. 目的

この選択約款【子育て応援割引契約約款】(以下「この選択約款」といいます。)は、家庭用でお子さまと同一世帯のお客さま向けに、ガスの料金(以下「料金」といいます。)その他の供給条件を定めたものです。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合は、原則として、料金にかかわる条件は変更後、最初の定例検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の約款によるものとし、(3)および(4)に従ってお客さまにお知らせします。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、(4)に定める場合を除き、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更の場合、その他ガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合は、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「子育て応援割引契約」(以下「本契約」といいます。)とは、この選択約款に基づきお客さまと当社との間で締結する契約をいいます。
- (2) 「お子さま」とは、5(契約の締結)(1)に定める申込日後の最初の3月31日で満12歳以下のご契約者さまの子供をいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (4) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分と居住

の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

(5)「住居部分」とは、世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有する部分がいい、専用住宅の全部と、併用住宅の居住の用に供されている部分がいい。

4. 適用条件

次の各号のすべてを満たすことをこの選択約款の適用条件といたします。

- ①本契約の使用場所で、ご契約者さまとお子さまが消費機器を使用する需要であること。
- ②本契約のご契約者さまとお子さまが同一世帯に属していること。
- ③①の需要場所において、当社とお客さまとの間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けていること。
- ④専用住宅または併用住宅の住居部分のみの需要であること。
- ⑤当社が①から④の条件が満たされているかを確認させていただく場合において、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。
- ⑥お客さまが本契約を希望されること。

5. 契約の締結

(1)この選択約款に関する契約は、お客さまが当社の定める方法により申込みをしていただき、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。(以下、お客さまが申し込みをした日を「申込日」、当社が申込みを承諾した日を「契約成立日」といいます。)

(2)契約期間は次のとおりといたします。

①新たにこの選択約款に基づき契約が成立した場合は、契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日(以下「契約開始日」といいます。)といたします。なお契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日(以下「使用開始日」といいます。)に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。

②契約期間は、契約開始日後の最初の定例検針日の翌日から36か月目の定例検針日までといたします。

(3)お客さまは、同一需要場所において一世帯につき1回のみ本契約の申し込みをすることができます。

6. 早収料金

当社は、以下の方法により早収料金を算定いたします。

- (1)早収料金は、割引前料金から割引額を差し引いたものといたします。
- (2)割引前料金は、一般ガス供給約款の別表第4(適用する料金表)を適用して算定いたします。
- (3)割引額は、割引前料金に別表料金表(1)に定める割引率を乗じて算定いたします(1円

未満の端数は切り上げ)。ただし、割引額算定の結果が別表料金表(2)に定める割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

7. 精算

4(適用条件)の条件を満たさないでガスをご使用の場合は、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日(当該日が定例検針日と同日の場合はその日)の翌日までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、一般ガス供給約款に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

8. 解約

- (1)お客さまは、4(適用条件)に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、その場合は、本契約を解約したものとみなします。
- (2)(1)に基づく解約日は、4(適用条件)に定める適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日(当該日が定例検針日と同日の場合はその日)といたします。
- (3)本契約の契約期間満了後または契約解約後は、一般ガス供給約款に基づく契約の申込みがあったものとして取り扱うことがあります。

9. 料金の支払方法

料金は、原則として口座振替またはクレジットカード払いのいずれかの方法により、一般ガス供給約款19(2)に規定する早収料金適用期間内にお支払いいただきます。なお、口座振替またはクレジットカード払い以外の方法でのお支払いが続く場合は、この選択約款に基づく契約を解約することがあります。

10. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2023年4月1日から実施いたします。

(別 表)

料金表

(1) 割引率

割引率	3%
-----	----

(2) 割引上限額(消費税等相当額を含みます。)

割引上限額 (1か月につき)	1, 100. 00円
-------------------	-------------